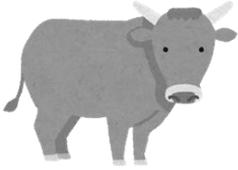


牛伝染性リンパ腫対策に係る補助事業について



★事業名:家畜生産農場衛生対策事業(国庫)
★事業実施主体:(一社)滋賀県畜産振興協会



～対象農場の要件～

- ・飼養衛生管理基準を遵守し、積極的な防疫対策を実施していること。
- ・肉用繁殖雌牛および乳用雌牛を飼養している農場であること。

(1)吸血昆虫の忌避・駆除対策

補助内容:吸血昆虫の忌避または駆除剤(アブ・サシバエに効能を有するものに限る)の購入、アブトラップ等の購入・作成、または防虫ネットの購入に要した費用の2分の1の額以内。

限度額は1施設当たり88,000円以内。(予算の範囲内)

要件:アブ・サシバエの忌避・駆除対策であること。



(2)高度感染牛のとう汰推進

補助内容:感染リスクの高い牛をとう汰した場合、対象牛の評価額の3分の2から利用額(と畜で得た利益等)を控除した額以内。(予算の範囲内)

- 要件:
- ・原則、過去3年間で年1回以上の頻度で検査を行っている
 - ・定期的に全頭検査を行い、摘発した感染牛を分離飼育している
 - ・高度感染牛のとう汰により清浄化の早期達成が見込まれる
 - ・遺伝子検査の結果により伝播リスクが高いと判断された牛である
 - ・農場内でリスクが高い順でのとう汰である
 - ・以下の対策のうち3つ以上実施している

- ①人為的な伝播を防止するための対策
- ②吸血昆虫対策
- ③初乳の加温、凍結または初乳製剤の使用
- ④早期母子分離飼育
- ⑤導入牛の隔離・検査

※取組件数が多く、総事業費が予算額を超える場合、補助率が下がる場合があります。

ご興味のある方は、滋賀県畜産振興協会(TEL:0748-33-4345)
または家畜保健衛生所までお問い合わせください。

(本所) 近江八幡市西本郷町226-1
TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821
Email:ge37@pref.shiga.lg.jp

(北西部支所) 高島市今津町弘川249-1
TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681